

【公表】

整理番号	129
契約番号	5農振財契第1374号
件名	令和6年度木質バイオマス発電機保守管理等業務委託
入札方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」上で実施
履行場所	東京都立川市富士見町3-8-1 公益財団法人東京都農林水産振興財団 立川庁舎
概要	都市農業における木質チップを使った熱電併給システム活用の可能性を追及するため、発電量や熱供給量等のデータを集積するとともに、バイオマス発電機の保守・運転管理を行う。
売却期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
契約方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	①又は②のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者 ①東京都における令和5・6年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、いずれかの営業種目に格付けされている者であること(営業種目は問わない)。 ②当財団又は官公庁等において同様の業務について契約実績を有する者であること。
格付	問わない
仕様説明会	実施しない
開札予定日時	令和6年3月29日(金) 午前10時00分(入札期間は指名通知時に連絡)
希望申出期間	令和6年3月8日(金)午前10時から令和6年3月15日(金)午後4時まで
希望申出方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」を通じて受け付けます。
希望申出時の提出書類	以下の(1)から(3)までの書類を「ビジネスチャンス・ナビ」上に添付してください。 (1) 希望票〔様式あり〕(必要事項を記入) (2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕(必要事項を記入) (3) ○希望申出要件①に該当する場合 東京都の「令和5・6年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「令和5・6年度競争入札参加資格審査結果通知書(物品等)」の写し ○希望申出要件②に該当する場合 契約実績を証明するものの写し(契約書・請書の写しなど)
備考	(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとします。 (2) 指名業者の選定については、当財団指名業者選定基準によるものとします。 (3) 希望票の提出があっても、必ずしも指名されるとは限りません。 (4) 指名通知は、指名した方のみに対して開札予定日の5日前までに行う予定です。 (5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。 (7) 入札結果(落札業者名、落札金額等)については後日公表します。予めご了承ください。
入札に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0721
仕様内容に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 企画係 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0722

令和6年度

木質バイオマス発電機保守管理等業務委託特記仕様書

公益財団法人東京都農林水産振興財団

## 1 総括仕様

- (1) 件名 令和6年度木質バイオマス発電機保守管理等業務委託
- (2) 履行場所 東京都立川市富士見町3丁目8番1号  
公益財団法人東京都農林水産振興財団 立川庁舎（別紙1）
- (3) 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 委託目的

都市農業における木質チップを使った熱電併給システム活用の可能性を追究するため、発電量や熱供給量等のデータを集積するとともに、バイオマス発電機の保守・運転管理を行う。

### (5) 委託概要

ア 受託者は、契約締結後直ちに、この委託に関する業務実施計画書を提出し、公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下「財団」という。）の承認を受けること。また、計画を変更する場合は、変更実施計画を提出し承認を受けること。

業務実施計画書には、次の事項を記載する。

- ① 業務管理体制
- ② 実施工程計画
- ③ 安全衛生管理計画
- ④ 関係法令等による有資格者名簿等
- ⑤ その他必要な事項

なお、仕様に作業期日などを指定してある場合には、その期日を厳守すること。

イ 受託者は、受託業務を円滑に実施するため、従業員のうちから全ての現場業務について、総括的な責任を有する「業務責任者」を定め、受託者に通知する。

また、変更になった場合においても同様とする。

ウ 受託者は、関係法令等により資格が定められている業務の場合は、当該有資格者が業務を行うとともに、当該有資格者名簿等を提出する。

また、異動あるいは担当業務が変更になった場合においても同様とする。

エ 各業務を行う者の安全衛生に関する管理については、受託者がその責任において関係法令等に従って適切に行う。

## 2 委託内容

### (1) 設備等配置図

実証実験設備の配置は、別紙2のとおり。

### (2) 電力会社、監督官庁等との折衝

木質バイオマス発電機の保守管理にあたり、電力会社、監督官庁等との折衝が必要な場合はその調整を行う。

### (3) 運転管理保守業務

#### ア 基本要件

- a 業務責任者は、常に財団との連携を緊密にし、必要な連絡、報告を行うとともに、他の従業員の服務規律の維持に努めなければならない。
- b 受託者は、事故・故障などの発生やその恐れがある事象を確認した場合は、適切な措置を講じて、事故、故障の発生又は拡大を防止すること。また、災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先し、適切な措置を実施するとともに財団に連絡すること。さらに、二次災害の防止に努めると同時に、災害及び事故についての一連の行動事象を記録し、速やかに財団に提出すること。  
なお、緊急を要し、適切な措置を講じた場合、措置内容について報告すること。
- c 受託者は、その業務執行にあたっては、財団に損害を与えぬよう十分な養生を行い、万一、財団に損害を与えた場合には、賠償の責めを負う。
- d 点検保守等は原則、立川庁舎の開庁日に行うが、閉庁日行う必要が生じた場合は、特に事故、故障の発生への対応を充分に行うこと。
- e 受託者は、業務の実施に伴う業務記録を作成・整理・保管し、財団の要求があった場合には提出すること。
- f 本特記仕様書に定めるもののほか、受託業務遂行上具体的業務に関して疑義が生じたときは、財団及び受託者との協議により定めるものとする。
- g 受託者に変更が生じた場合は、新旧受託者による十分な引継ぎを行い、業務に支障をきたすことのないように対処するとともに、必ず引継書を作成すること。

#### イ 業務内容

- a 運転期間  
炉体交換等保守に必要な期間を除く全期間とする。
- b 監視方法  
遠隔監視及び1日に一回（但し、土日祝日の閉庁日は除く）の見回り点検により、運転期間中は警報等の異常監視を常時行うこと。
- c 運転方法
  - (a) 木質チップ搬入  
木質チップ搬入への立会い及び木質チップ搬入後、サイロに木質チップを移動させること。また、搬入した木質チップが周囲に飛散しないよう清掃等を行うこと。
  - (b) 焼却灰及びチップダストの処理  
燃焼した焼却灰を取り出し、財団が指定した場所に運搬すること。  
なお、運転管理保守業務遂行する上で必要な木質チップ搬送車両等は、受託者が用意すること。  
ただし、財団が支給又は貸与するものについては、この限りではない。

d 保守点検

間隔（対運転時間）	内容	備考
120 時間ごと	灰受け、凝縮水タンクを空にする	
	ガス安全フィルタ表示ガラス点検	
	エンジンオイルレベル確認	
	エアコンプレッサーの点検と清掃	
	エアラインからのドレイン除去	
	冷却回路圧力確認	
600 時間ごと	バルブ保護液体タンクの充填	
	ベアリンググリース塗布	
	エアフィルターの清掃	
	エンジンオイル交換	オイルフィルター含む
	遠心オイルフィルタロータ交換	
	ガス冷却装置排出装置回転具合の点検	
1200 時間ごと	エンジンバルブ調整	初めての調整は 360 時間後
1800 時間ごと	ガス化炉サービスキットの交換	部品耐久時間に応じて交換
	ユニットドアエアフィルター清掃	状態に応じて交換
	GFU、オートメーションキャビネット清掃	
	エンジンプラグ交換	
	ガス化炉温度センサー交換	
	ガスフィルタ清掃	必要に応じて交換
	セイフティフィルターの清掃	状態に応じて交換
	エンジンエアフィルター清掃	状態に応じて交換
7200 時間ごと	冷却回路分離器を空にする	
	エンジンエアフィルター交換	
	エンジンバルブ調整	
	エアノズル上部ベアリング交換	

e 異常時の対応

- (a) 運転期間中の午前 9 時から午後 5 時 45 分までに発生した異常については、土日祝日問わず当日中に対応すること。

(b) 上記以外の時間の異常については、翌日に対応し復旧すること。

ただし、翌日の対応では事故や機器の故障等につながる場合、上記以外の時間でも対応すること。

(c) 不具合があった場合は直ちに、財団の担当者に報告すること。不具合の発生が午後5時45分以降であった場合には翌日速やかに報告すること。

f 日報の作成

受託者は、木質チップの消費量、不具合発生時の対応等の運転保守業務の日報を毎日作成すること。日報の様式は、財団と受託者の協議により定めるものとする。

g データの取得

木質バイオマス発電機の運転時間、発電出力、発電量、売電出力、売電量、熱供給出力、熱供給温度、熱供給量、その他必要な運転データを取得すること。また熱供給先ハウスの外気温、室温、化石燃料温風発生機及びバイオマス温風発生器の起動停止状態のデータを取得すること。詳細は、財団と協議して決定すること。

(4) 電気保安業務

財団が定めた電気保安規定（別紙3）に基づき、電気工作物の工事、維持、運用の安全確保を行うこと。

(5) 木質チップの購入

委託期間のうち、4月から6月までに使用する木質チップについては、木質バイオマス発電機の効率的な稼働に資する木質チップを選定するための比較検討期間とし、受託者が木質チップを扱う複数の事業者から1か月あたり60トンを購入すること。なお、使用する木質チップは、東京都産の木材を7割以上含むものに限る。

(6) 成果物

試運転完了後に木質チップ消費量、発電量、売電量、熱供給量、昼と夜・運転時と停止時の騒音（プラント機側、建物側、敷地境界における騒音測定を含む）に関するデータを採取して、プラント性能及び環境への影響を明らかにする。

3 本契約の履行にあたって、自動車を使用し又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

ア 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。

イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示

又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

#### 4 支払方法

履行完了後、一括払いとし、適法な支払請求書を受領した日から 30 日以内に支払うものとする。

#### 5 その他

- (1) 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を第三者に提供してはならない。  
このことは、契約解除及び契約期間終了後においても同様とする。
- (2) 暴力団等排除に関する特約条項については、別に定めるところによる。
- (3) 本仕様書に定めなき事項、もしくは疑義が生じた場合は、その都度、双方協議の上、決定するものとする。

#### 6 担当部署

公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 企画係

〒190-0013 東京都立川市富士見町 3-8-1

電話 042-528-0722 (直通)

E-mail zaidan-kikaku@tdfaff.com

## 暴力団等排除に関する特約条項（委託契約）

（暴力団等排除に係る契約解除）

第1条 委託者は、受託者が、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。）別表1号に該当するとして（受託者が事業協同組合等であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）、要綱に基づく排除措置を受けた場合は、この契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。

2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって受託者に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

3 契約書第16条の3第1項及び第3項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

4 契約解除に伴う措置については、契約書第19条第1項から第4項までの規定を準用するものとする。

5 契約書第19条第2項及び第3項に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、委託者が定めるものとする。

（再委託禁止等）

第2条 受託者は、要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都（以下「都」という。）の競争入札参加資格を有する者以外の者で都の契約から排除するよう警視庁から要請があった者（以下「排除要請者」という。）に再委託してはならない。

2 受託者が排除措置を受けた者又は排除要請者のうち、要綱別表1号に該当する者に再委託していた場合は、委託者は受託者に対して、当該契約の解除を求めることができる。

3 前項の規定により契約解除を行った場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

4 委託者は、第2項に規定する契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者が正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下「財団」という。）の契約から排除する措置を講ずることができる。

（不当介入に関する通報報告）

第3条 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合（再委託した者が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、遅滞なく委託者への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をしなければならない。

2 前項の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を委託者に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出するものとする。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行うことができる。なお、この場合には、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を委託者及び管轄警察署に提出しなければならない。

3 受託者は、再委託した者が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく受託者に対して報告するよう当該再委託した者に指導しなければならない。

4 委託者は、受託者が不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく委託者への報告又は管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、財団の契約から排除する措置を講ずることができる。



